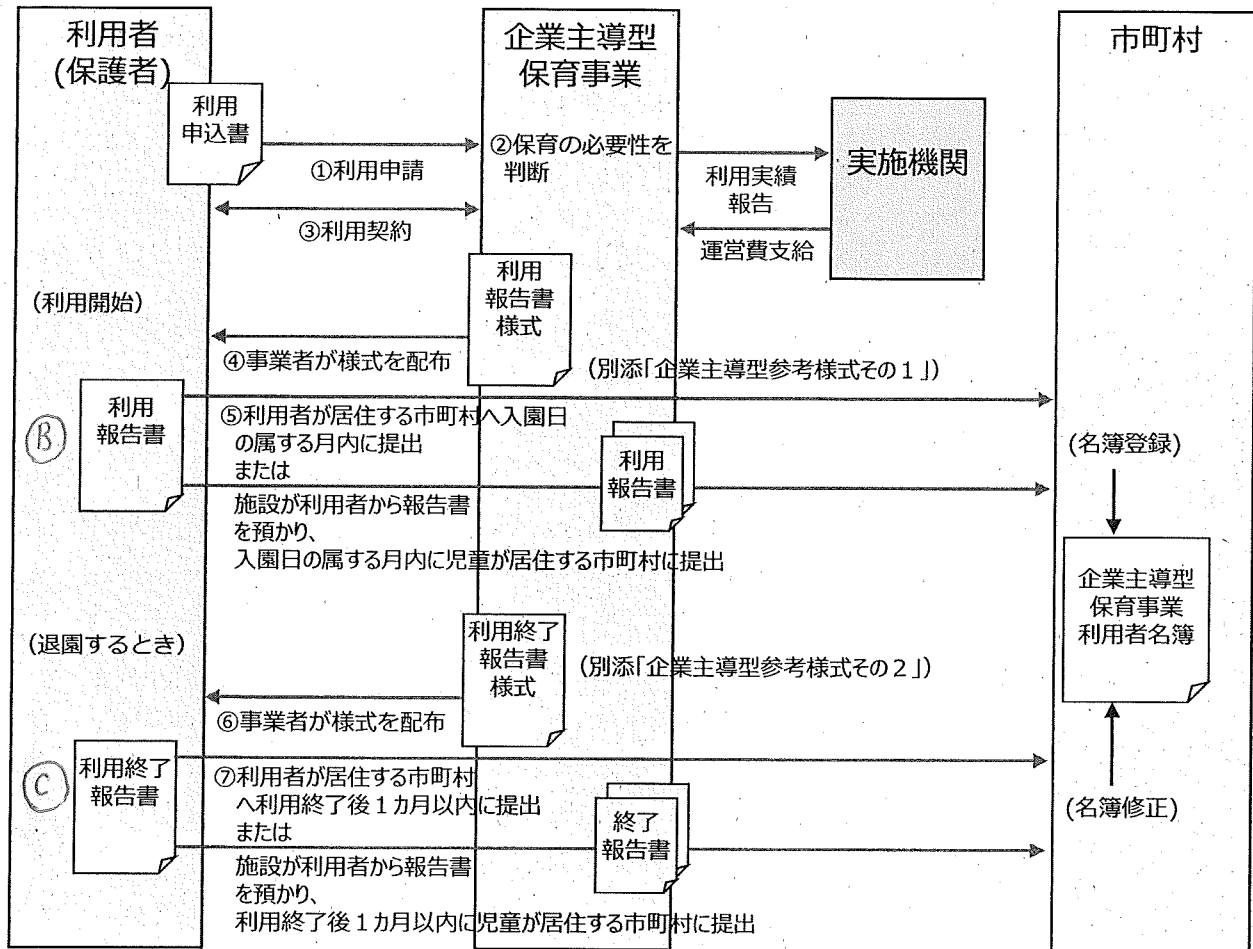


## 5. 企業主導型保育事業を利用する児童の把握について

※企業主導型保育事業を利用する児童は、施設等利用給付を受けることはできない。



※小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるため、終了報告は不要

### 【事業の利用開始】

- ①企業主導型保育事業の利用を申請【利用者→事業者】
- ③事業者は保育の必要性を判断し、必要性のある場合は利用契約を締結

### 【市町村への利用開始の報告】

- ④事業者は新たに入園した児童の保護者に「利用報告書」の様式（別添「企業主導型参考様式その1」）を配付
- ⑤保護者は「利用報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する  
「利用報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村ごとにまとめて提出する  
市町村は、「利用報告書」が入園日の属する月内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する  
（報告に基づき、市町村において、企業主導型保育事業の利用者を管理する）

### 【市町村への利用終了の報告】

- ⑥事業者は利用終了（退園）する児童の保護者に「利用終了報告書」の様式（別添「企業主導型参考様式その2」）を配付
- ⑦保護者は「利用終了報告書」に必要事項を記入し、市町村または事業者に提出する  
「利用終了報告書」を事業者が預かる場合、事業者は児童が居住する市区町村に提出する  
市町村は、「利用終了報告書」が退園後1カ月以内に市町村に到達するよう、保護者・事業者に周知する  
（小学校入学のため卒園する場合は、市町村で把握できるので報告は不要。その場合は市町村で名簿を修正する）

- Ⓐ ※2019年10月からの制度実施にあたっては、8～9月頃に、企業主導型保育事業から児童の居住する市町村へ、10月1日現在の在園児の氏名・住所・生年月日等を報告する方向。（報告書様式は、国で参考様式（別添「企業主導型参考様式その3」）を作成。企業主導型保育事業者に配付することを予定）